

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
令和4(2022)年8月

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象	1
4	参加者において遵守すべき事項	2
5	実行委員会において実施すべき事項	3
6	体調不良者発生時の対応	5

様式1「体調管理チェックシート（提出用）」

「体調管理チェックシート（自己管理用）」

様式2「体調管理チェックシート（総括表）」

様式3「新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書」

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（日本スポーツ協会）、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）総合開会式・総合閉会式及び第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）開会式・閉会式（以下「開・閉会式」という。）の開催に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、参加者において遵守すべき事項、及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）において実施すべき事項を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいて取りまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 定義及び対象

(1) 定義

ア 開・閉会式関連会場とは、カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）（以下「カンセキスタジアムとちぎ」という。）を含む栃木県総合運動公園をいう。

イ 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 発熱している者（37.5℃以上）

(イ) 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

- ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
- ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
- ・ 息苦しさ
- ・ 身体が重い、疲れやすい
- ・ 味覚異常、嗅覚異常

ウ 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

(イ) 同居家族や身近な人に体調不良者がいる者

(ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない者

(2) 対象

開・閉会式に参加する次の者を対象とする。

- ・ 選手団（選手・監督・本部役員）
- ・ 大会役員
- ・ 競技会役員
- ・ 招待者
- ・ 一般観覧者・都道府県応援団（以下「一般観覧者等」という。）
- ・ 式典出演者
- ・ 報道員
- ・ 視察員
- ・ 施設管理者
- ・ 式典業務従事者（式典補助員、ボランティア、おもてなし・物販業務従事者、式典運営業務受託者等）

上記のほか、実行委員会において必要と認める者

4 参加者において遵守すべき事項

(1) 手洗い及び手指消毒の励行

こまめに手を洗い、手指消毒を行うこと。また、手洗い後に手を拭くためのマイタオル等を持参すること。

(2) マスク着用の徹底

マスク（不織布マスクを推奨）を着用すること。ただし、以下の場合を除く。

ア 式典出演者が演技、演奏において着用できない場合

イ 手話通訳等、口元を隠すと支障がある場合

ウ マスクの着用が難しい参加者においては実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。

(3) 大声での会話や応援の禁止

大声（通常よりはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援をしないこと。

(4) 健康調査の実施

ア 体調等の記録

開・閉会式に参加する日の 14 日前から開・閉会式に参加する日までの間、起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

また、開・閉会式に参加した翌日から 14 日間、自主的に起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

イ その他

- (ア) 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件等による。
- (イ) 参加者は、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用することが望ましい。
- (ウ) 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

(5) 入場時の対応

ア 検温

非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

イ 体調等の確認

実行委員会へ健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY（グローバルセーフティ）」を提示又は体調管理チェックシート（様式1）を提出すること。

代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行うこと。

また、体調管理チェックシート（様式1）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、当該体調管理チェックシートに体調管理チェックシート総括表（様式2）を添付し、実行委員会へ提出すること。

ウ 入場の可否

ア及びイにより、開・閉会式参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合、及び健康管理アプリ又は体調管理チェックシート（様式1）（以下「健康管理アプリ等」という。）に記録漏れ等の不備がある場合は入場できない。

ただし、別に定める参加条件等を満たす場合はこの限りではない。

5 実行委員会において実施すべき事項

(1) 開・閉会式関連会場

ア 全般

(ア) 手指衛生の励行

- a 出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- b 手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスター等を掲示し、こまめな手洗いを促す。

(イ) マスク着用の徹底

マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、開・閉会式関連会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

(ウ) 3密の回避

- a 人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保できる対策を講じる。ただし、演技中、障害者の誘導や介助を行う場合はこの限りではない。なお、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行う。
- b 一般観覧者等とそれ以外の参加者との動線を分け、立入禁止の掲示などで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。
- c 入場時間・退場時間を設定し、参加者の属性やエリアごとに時間差を持たせるなどの工夫をする。
- d 受付、シャトルバス乗り場、トイレなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置や実行委員会担当者による呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。
- e 各控室などの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

(エ) 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(オ) 感染防止対策責任者の配置

感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

イ 受付

(ア) 人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のための透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、担当者はマスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

(イ) 大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(ウ) 参加者の検温、健康管理アプリ等の確認を行う。参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件等による。

ウ カンセキスタジアムとちぎ観客席

(ア) スタンドの座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行うとともに、一席空け等により身体的距離を確保する。

(イ) ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

(ウ) 式典の前後において、感染拡大防止のためのアナウンスを行う。

(エ) 観客席は収容定員の50%以内とする。

(オ) 選手団用の座席を設ける場合は、一般観客者等のエリアと区分けする。

(カ) 対面での飲食は避けるとともに、食事中的会話は自粛する。

エ 取材エリア

- (ア) 取材は事前申請とし、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。
- (イ) 取材場所は、目印の設置等で身体的距離を確保する等の対策を講じる。

オ おもてなし、売店、休憩所等

- (ア) 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- (イ) 出店（出展）者はマスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。
- (ウ) 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。
- (エ) 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。
指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。
- (オ) これら(ア)～(エ)の感染症対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

(2) 宿泊及び輸送

宿泊及び輸送については、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」及び「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に準じる。

6 体調不良者発生時の対応

体調不良者発生時の対応については、「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」及び「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に準じる。

ただし、報告については、当ガイドラインの様式3を速やかに実行委員会に提出するものとする。